

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。改めて自己紹介いたします。平野邦夫でございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

この2日間の武雄市民病院をめぐる論戦を通じて、市民の住民自治に対する重大な認識が示されました。市長の認識が憲法と地方自治法に定められた、あるいは保障された住民自治を充実させ、発展させる内容であれば歓迎するものでありますけれども、残念ながら、住民自治を否定する内容、発言に改めて驚きました。総務省出身を事あるごとに言われますけれども、そうであればあるほど、憲法、あるいは住民自治には忠実に、住民の権利、しっかり踏まえた上で発言をいただきたい。そういう立場から質問を進めていきたいと思っております。

驚いたのは、10番吉川議員の質問、それは市長のリコールという話が市民病院の民間移譲、医療法人池友会、和白グループへの売却に関して反対する一部の人たちから出ている、これをどう思うかという質問でありました。市長は、武雄出身の起業家に会って話をしたとき、住民訴訟とか、あるいは監査請求とかリコールが起ころうなところに、どうして進出できるかという話を紹介されました。どうして私はここまで言われなければならないのかという答弁もありました。と当時に、職を辞して、市民に真を問いたい。もうそうしていただければ早いのかわかりませんが、そういう決意、本音かどうかわかりませんが、そういうことも紹介されました。それも1つの方法、選択肢でしょう。

しかし、こういうことで市政を停滞させるわけにはいかないと。残りの期間、ぬくもりのある元気な武雄市を目指して頑張っていきたいと。反対している一部の人に御理解をしていただきたいと。きのうの質問と答弁の内容は、そういうことでありました。

そこで、市長の認識について質問しますけれども、住民訴訟とか、あるいは監査請求とか、あるいは直接請求などの署名、あるいは請願署名もあります。こういうことが住民から提起される、これは悪いことなのかどうかですね。まず、その市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

2つに分けてお答えをしたいと思います。

1つは、住民監査請求であるとか、住民訴訟であるとか、リコール、すなわち解職請求について、この制度自体というのは、日本国憲法で定められた民主的なルール、制度だというふうに認識をしております。

その上で、内容について私は、これは見解の相違はあると思っておりますけれども、これは意見が、住民監査請求で棄却が出た意見と、私も一緒であります。議会で議決を経たこと、そして、私が何ら市民の皆様が悪いことをしていない、あるいは損害を生じさせていないといっ

たこと等について、これがそぐうか、そぐわないかについて、私はそれをここで、そぐう、そぐわないと言う立場じゃありませんけれども、私の率直な感想として、それは、私は悪いことをしたんでしょうかという私の思いを昨日申し上げた次第であって、その上で私は、真を問う覚悟で市政に当たらなければいけないと思っているし、今でも当たっておる、そういう気持ちをきのうの答弁で自分の言葉として申し述べた次第であります。

すなわち、解職請求であるとか、それが悪いといったことについては、毛頭思っておりませんし、私は日本国憲法で定められている制度そのものについては、それはあるものだというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの答弁の中では、関西のある経済人の話として紹介されました。そういうところには進出しな、あるいは武雄のイメージをダウンさせるというふうなことを言われましたね。住民の権利として保障されているいろいろな運動、これは否定できませんよ、市長といえどもね。それは、一部の反対者ということで、いろいろな運動を、それは論戦上の問題であって、運動の違いもあって、それはいいでしょう。それを市長がどう受けとめるかという問題なんですね。

日本の民主主義の土台の1つである地方自治が、住民自治と団体自治、総務省出身の市長にこんなことを言うのはばかれますけれども、あえて言いますが、この2つの大きな柱で成り立っていることは、さっき憲法に保障されている権利だということでは言われましたので。いわば、地方の政治や行政が中央の官僚によってではなくて、その地域の住民とその代表者によって行われること、これが住民自治の基本ですよ。ですから、住民に地方の政治、行政にかかわる広い意味での自治の権利、これを保障されているわけでありまして。そうでなければ、住民自治はあり得ないわけですね。

憲法の中に大きな柱として、住民自治が掲げられております。住民に保障された自治権、憲法や地方自治法が保障する住民の権利、いろいろな権利があるわけですがけれども、改めて私も、きのう質問と答弁を受けて、どういう権利が住民に保障されているのかというのを整理してみました。1つは選挙権。我々も市長も直接選挙で市民に選ばれる。あるいは、被選挙権。2つ目には直接請求権。条例改廃を求める直接請求であってみたい、臨時会を求める、住民の側からの直接請求、あるいは住民投票、請願権、陳情、議会の傍聴、これもちゃんと議場をつくる場合には傍聴席を設けなさいと。あるいは、住民監査請求権、住民訴訟。7つ目には、行政への不服申し立て。8つ目には、行政情報を知る権利。これは、おくれればながら武雄市も情報公開条例をつくりましたね。9つは、行政の住民参加、専門審議会をつく

ったり、いろいろな審議会をつくって住民を参加させていく。最後に、公的サービスを平等に受ける権利。

これらの権利というのは、もちろん住民一人一人に保障されたものでありますけれども、これを効果的に使って住民自治を大いに発揮し、拡大していく。そこにはさまざまな形での住民の団結や組織や、いろいろな運動がある。環境を中心にしたいろいろな運動団体がありますね。あるいは、住民自治を守るという運動もたくさんあります。それを一部の反対者だとか、あるいは世論の中で孤立させるような質問があり、それに対する市長の答弁もありました。

住民の自主的で民主的な組織と運動が発揮されてこそ、住民自治の保障、名実ともにこれが実現していく。これは明治維新に限らず、国政の問題でも、社会進歩の背景にはいろいろな運動がありますね。それは、市長は批判する人間ではなくて、あたかも批判という言葉が悪いイメージを持たせるような答弁もありましたね。しかし、考えてみますと、市長も総務省のやり方はだめだと、厚労省間違っていると、事あるごとに私との論戦を通じて国の政治を批判されてきたじゃないですか。こういう批判があつてこそ、社会進歩にプラスになったりするわけですね。あるいは、人格の完成、人間の成長過程の中でも、お互いに自己批判を試みたり、あるいは相互批判を試みたり、切磋琢磨して自己の人格の完成に近づいていくわけですよ。

ですから、批判というのは決して悪いことじゃないんです。社会進歩の、いわば前提ですよ。教育の中でもそうでしょう。物事を批判的に見ていく。教育者であれば、そこは当然、子どもに教える立場ですよ。これまでの歴史を総括して、さらに進歩に向かっていく上で、物事を批判的に見ていく、これは当然のことですよ。議会の本会議の中で、そういう批判という言葉が使われましたので、あえて私は言いましたけどね。

そういった意味では、先ほど紹介しましたけれども、こういう運動があるところに進出しないとか、あるいは武雄のイメージダウンにつながるとか、これを市長は安易に受けとめたらだめだと思うんですよ。武雄の宣伝というのはプラス面もあるでしょう。マイナス面だけであるでしょう。新聞の報道というのは、必ずしもいいことばかりじゃないですよ。レモンガラスのことであつてみたり、いい報道があつてみたり、し尿処理場で加工していたという批判的な報道があつてみたり、新聞の報道というのはプラスのこともある、マイナスのこともありますよ。それを率直に受けとめる、このことが当然だと思いますけれども、批判する人間ではなくてという、市長、きのう使われましたから、あえて質問しますけれども、このことに対しては、認識はまだ変わっていませんか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

たしか、記憶が間違っていたら申しわけないと思いますが、その批判に対して、最初に哲学的な見解を加えたのはカントだというふうに思っております。そのカントの言葉を引用すると、批判というのは、前進的な批判と後退的な批判が、この2つがあるということであり、私といたしますれば、その批判というのは大いにあっていいというふうに思っております。しかし、地方自治、あるいは地方を盛り立てる意味からすると、それは後退的批判は、あってはいけないと言ったら語弊があるかもしれませんが、なるべく避けたほうがいいというふうに思っております。

その私が定義するところの後退的批判というのは、例えば、市民病院問題対策室のいろいろチラシであるとか、さまざま行われておりますけれども、正確な数字をちゃんと出してほしいということであり、保険料の問題であるとか、入院費の問題であるとか、あるいは治療費の問題であるとか、それがきちんとしたデータに基づいて、そして、きちんとした所見を伴って批判がなされる、これについては私は住民の地方自治、そして医療に対する考えを向上させる上でも、大いに結構だと私は思っております。

そういった意味で、私は、何も全部の批判がだめだとか言うつもりは毛頭ありません。そういった意味で、総務省であるとか厚生労働省というのは、私も議会答弁した後におしかりの電話もたまに受けます。受けますけれども、それは大いに、ヘーゲルと一緒に、大いに批判をし合いながら上っていきましょと。だから、私は、総務省とか厚生労働省を批判するときでも、不正確なデータであるとか、ねじ曲げるようなことは言っておりませんし、それは虚心坦懐に発言をしている次第であります。そういう批判のあり方とすれば、私は平野議員と考えを同じくするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私と見解一緒にされているのかどうかわかりませんが、市長が言う批判、総務省と厚労省、この前は国交省も批判されましたよね。ただ、違いますのは、この批判の正しさをどう検証していくかと。市民の皆さん方と話し合っ、これを正していく上で、いろいろな人の意見を改めて聞いて、運動をともにしていく。市長は、批判はしますけど、じゃあ、国交省に働きかけて、ここをこう変えろと、陳情されるでしょうけど。そこが違うんですよ。明確にしておきたいと思います。

この半年間に、武雄杵島地区医師会が取り組んだ民間移譲に反対です、市民病院を残してくださいという署名、これは市長に陳情と同時に提出されました。武雄市内1万4,000名。市外を入れますと1万6,000名。この署名に対して、市民の意見に対し真摯に受けとめると市長はコメントされていますね。6月市議会に提出された武雄市民病院と地域医療を守る会の請願署名、これは1万2,200名、実際に1万2,300、に対しても、これも市民の声を真摯に

受けとめると。議会は否決されましたけど、多数の力で否決されましたけれども。武雄市民病院を和臼に売却することを決めた経過に対し、これを不服として実施された監査請求、これは1,028名ですか。この中身は既に御存じでしょうけれども、選考過程が極めて不透明だと、選考委員の名前も公表しない、情報公開条例に反するのではないかと、いろいろな、いわばまとめて出来レースじゃないかと、そういう内容の指摘ですけれども、これも住民の権利として実施をされてきました。

市長が言う市民の声に対して、どういう態度をとられるのかなと、注目して見てきたわけですけれども、いわば市民の声というのが、こういう数で言いますとあらわれているわけです。真摯に受けとめるという市長のコメントですね。これは、どういうふうに理解すればいいんでしょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、それにお答えする前に、私の認識を申し述べたいと思います。

今回の武雄市民病院の問題については、私はある意味では、津波がわあっとやってきたという認識であります。それは、すなわち武雄市民病院だけではなくて、これは佐賀新聞にもるる書いてありましたけれども、公立病院のあり方、これは武雄だけが例外ではありません。そういう意味で、社会的なそういう医療環境を取り巻く厳しい津波から、どうやって武雄の市民医療を残すかということについて、私はある意味、丘上げだというふうに思っております。昔、和歌山の庄屋さんのお話、これは小学校の戦前の教科書にあるんですけども、津波が押しかけてきたときに、その庄屋さんが上に上がって、どうも来そうだと。そのときに、稲わらに、自分の田んぼに全部火をつけたと。そしたら、見ていた市民の人たちが、何だこれはということで上に上がってきたと。その後に津波がわあっとやってきて、上に丘上げた市民、住民は助かったというのが戦前の教科書であるそうです。これと同じだというふうに思うんですね。

要は、それが危険というか、市民病院、公立病院が立ち行かなくなるということが、もう将来的にわかっている。そして、銚子の市立病院もそうですし、さまざまな病院が立ち行かなくなっている現状からすると、そうなるからでは遅い。だから、問題を先送りせずに行うこと、それが今回の、私は民営化の最終的な決断だと。これが議会がお認めいただいたものだというふうに深く認識をし、理解をしておる次第であります。

その中で、私は、どういうふうに真摯に受けとめるかということについては、これは議会の特別委員会でもありましたように、まず、救急を再開してほしいということだったと思います。そして、市民病院を残してほしいというのは、今の形の市民病院ではなかなか難しいので、今も頑張っておられますが、その上で、さらにいい市民病院、市民的な病院を後世に

きちんと伝えていく、持続可能な、ぱたっととまるのではなくて伝えていく、そういう意味で、私は救急医療の再開、そして持続可能な市民医療の体制を構築するために、今回の決断をし、そして、それを、そういうお気持ちというのは、市民の大多数の方と私は一緒だというふうに認識をしております。署名をされた方に何人も、私のほうに直接話に来られた方々もいらっしやいます。そういった方々も、私がそういう思いで話をすればわかっていただいております。だから、私は、形は、少なくとも外形的な形はどうであれ、中身がきちんと残る、それが今回の決断であり、私は真摯に受けとめるという言葉、それを再度、この答弁で確認をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

さっきの和歌山の庄屋の話ですね、15日の敬老会の日ですか、稲富県議が持っておられたんですよね、尋常高等小学校の国語の教科書。私は読ませてもらったんですよ。市長はそのとき、私の目の前におったけど、読んだわけじゃないでしょう。以心伝心というか、そういうことの紹介だろうと思うんですけども、それはそれでいいですけど。

気になりますのは、プレゼンテーションのときにもそうでしたけれども、池友会、和白病院の代表、鶴崎理事長ですか、武雄市の34号線沿いに、東部地区ですね、きのうも答弁あっていましたね。8階建てのヘリポート付きの新しい病院を建設するんだと、これはプレゼンテーションのときにも、そういう報告があっています。もう1つは、この前の辞令交付したのは8月1日ですか、職員を前にして、そのときは市長もおられたんでしょう。そのときにも、裏は山じゃないかと、こんなところには患者来ませんよと、現にもう30人ぐらいしか入院していないじゃないかと、さんざん今の武雄市民病院を批判して、そして34号線沿いに8階建ての病院を建てたいと。50億円とも70億円とも、この議会でも紹介されていますけれども。

この論議の中で、企業誘致的な発想ですね。企業誘致、その線に沿って、きのう角部長が答弁しましたけれども、500人の雇用効果があるとか、経済効果があるとか、社会的な効果があるとか、そういう答弁をされましたけれども、企業というのは、利潤追求が目的ですよ。そのために設立された法人ですよ。株式会社ですよ。池友会は医療法人でしょう。利潤追求が目的になってはだめですよ。認められませんよね。

そこでお尋ねしますけれども、どうも市長の考え方の中にも、こういった企業誘致的なとらえ方があるんじゃないかと。そこはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は基本的に、きのうも答弁でお答えをしたんですけども、まず、市民医療を守るために今回の民営化というのを決断し、そして、議会に御承認をいただいたということであります。その副次的効果として、企業誘致というよりは、そこが来ることによって、どういう波及効果があるかということ、きのう角部長が、担当部長が申し述べたところであります。

そういった意味で、私は、さまざまな効果があっていると思うんです。病院が来ることによって、患者さんだけではなくて、もちろんそれが最優先でありますけれども、そこで経済が活性化するであるとか、そこに人が近くに住んでいただくとか、それは私はむしろ市民にとって喜んでいただくことだというふうに思うんです。ただ、繰り返し申しますけれども、その病院があることによって、だれが一番喜んでほしいかということについては、そこが必要となる、本当に脳であるとか、心臓であるとか、喫緊に迫った、救急を本当に再開してほしいという市民、そして社会的に、肉体的に弱い方、そういった方々が喜んでいただく、それが第一。そして、先ほどの副次的効果として、そういったことが期待をされるということ、を申し述べたにすぎません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのう市長の答弁の中でも、和白系の病院が建ったところにホテルが建ったという紹介もありましたね。それも今、市長が言う副次的な効果につながっていくんでしょうか。私は、例えば、鹿児島島の病院で、奄美大島だとか、いろいろな離島から高度医療を求めて患者、あるいは患者の家族が通ってくる、これは大変だと、ホテルに泊まるのはですね。ですから、看護師さん出身の方が下宿屋を開いて、安い料金で自分の家を開放する、こういうことをされているのがNHKでも紹介されました。それはそれでいいと思うんです。しかし、それはあくまでも高度な医療、3次医療ですよ。そこにおいてせざるを得ない、そういう重篤な患者、そしてその家族の便宜を計らう、それは当然あっていると思うんです。ホテルは必要じゃないと思いますけど。武雄の8階建てが建って、そこを利用する人のためにホテルが建つなんてことは考えられません。しかし、池友会が求めているのはそれかもしれませんね。

そこで、角部長にお伺いしたいんですけども、500人の雇用効果とは、中身は何ですか。その根拠。というのは、135床ですよ。135床に対して、基準看護、看護師さん何名と決まっています、条例で。今、84名ですか。

引き続き質問しますけれども、最近、25名の看護師募集やっていますか。それもあわせて答弁してください。

ですから、135床のベッドに対して500人の雇用効果、医師何名、看護師何名、診療科目によって医師の数は決まりますよね。そして、検査技師、いろいろ決まりますよ。あるいは、食事を担当する人何名。この500人の中身を示してください。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

昨日申し上げましたのは、池友会がプレゼンテーションの中で述べた数字でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

たった今、市長が言ったじゃないですか。正確なデータに基づいて答弁なさいと。正確なデータに基づいて質問をなさいと。

なら、池友会の宣伝をただけにすぎないんですか。135床のベッドに対して、スタッフが何名必要かと。きょうは院長見えていますので、院長か、伊藤事務長か、答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

看護師の数での御質問ですから、まずもって、135床ということでありまして、医療法上は、1人の看護師で4床ということになりますので、54人ぐらいですかね、たしか必要だろうと思います。あと、逆に、通常1対7とか1対10とかいう、診療に対しての必要という部分もあります。基本的には、先ほど申しました最低限は、医療法で必要な数だけは置いておかななくてはならないと。あと、診療点数上の問題で、どこをとるかによって看護師の数は変わってくるというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

募集していないんですか、25人は。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

看護師募集につきましては、ハローワークのほうで、パートと嘱託職員ということでの募集を始めました。これにつきましては、ICUをつくった関係で、ICUが24時間の交代制ということで、現段階の入院数では、今の職員の看護師数で足りるわけですがけれども、やっぱ

り人数がふえてきて100人以上になってきますと、どうしても対応ができないということでございましたので、一時的なものとして、そういう形での採用を始めたところであります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の答弁に沿って質問の順序を変えていきますけれども、忙しい中、樋高院長に来ていただいておりますので。

第3弾のビラが出ましたね。お知らせということで。第1弾、第2弾については、保健所のほうから指導を受けたと、要請指導というんでしょうか、そういうのは答弁もされましたけれども、第3弾のお知らせというチラシを見ますと、新設救急科と、救急科を新設しましたと。ICUを4床確保したと。それで、24時間体制ですから、看護師が足らなくなるかもしれないと。それで、25名の嘱託、パートを募集しているという伊藤事務長の答弁ですね。

この新設救急科というのは、条例にどう定めていますか。これは、樋高院長に答弁いただきましょうか。保健所には、いつこれを届けられましたか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

〔22番「院長に聞きよつとよ、責任者だから。せっかく来てもらつとつとに」〕

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

届け出の関係でございますので、私のほうから御説明を差し上げます。

初日の江原議員の、チラシの御質問の折にお答えしましたとおり、8月21日付で診療科目の変更とあわせまして、救急科というのを新設して届けております。そういうことです。

〔22番「条例は」〕

診療科目につきましては、条例事項ではなくて規則でありますので、現在、改正中ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは、条例集の病院事業第3章で、武雄市病院事業の設置等に関する条例、この中に、診療科目は次のとおりとする、内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科云々、外科云々ですね。12診療科。これは条例でしょう。条例で定めなければならないでしょう。規則ですか。8月21日に保健所に申請をした、届け出をした。これは条例上の問題でしょう。どうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

申しわけございません。条例と規則と両方ございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

8月21日に保健所に新設の届け出をしたと。何で議会を開くように求めないんですか、市長。5月30日の臨時議会、7月16日の臨時議会、病院に関する臨時議会というのは3回あってありますよ。条例上の変更するとき、議会にかけない。市長は、これ、報告を受けていましたか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

条例の観点から言うと、基本的には、それは議会の議決事項でありますので、議会にかけべきものはきちんとかけるべきだというふうに思っております。ただ、これは、見解の相違はあろうかと思いますが、基本的に、市民の生命、財産に直結するものについては、直ちに臨時議会を招集し、私どもとしては、そういう権利義務関係を確定させるということが1つのあり方だと思います。先ほどの科目の話については、チラシであるとか、さまざまところで広報しておりますので、そこで議会を招集させていただくということについては、基本的に私はその時点では念頭になかったということを申し添えたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

7月29日に辞令の内示をしたと。このときは2人ですよ。そのときには、蒲池医療統括監と正久救急救命部長でしょう。保健所に出したのは8月21日でしょう。議会を開くいとまがなかったんじゃないでしょう。ちゃんと市長に報告したんですか。条例事項だから、保健所に届けると同時に、まず議会で議決をしなきゃならないと。樋高院長、どうですか。7月29日に正久氏を救急救命部長として、武雄市民病院に救急救命科を設置する、この前提で正久氏を呼んだわけでしょう。辞令を交付したわけでしょう。そのことは、樋高院長、知られていなかったんですか。どうぞ答弁ください。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

市民病院を2000年に始めたときから、救急は実質的にはやっております。それと、細かな

診療科目ということに関しても、最初は内科、外科、それとリハビリテーション科だけでありました。そして、その後、内科、呼吸器内科、消化器、循環器というのは、2005年ぐらいに保健所に届けることによって、その後、タイムラグがあって条例に載ったということを記憶しております。そういうふうに、実態はやっておっても、そして、届け出があったら直ちに業務はできますが、条例にないからできないとか、そういうことは私は医療人としては、どうも気持ちがなじみません。

だから、条例にないからどうのこうのというよりも、実際は救急をやっておるし、特に、池友会からの若い先生方が来られて、アクティブにやっていただいておりますし、正久先生が来ることに關しては、この前言いましたように、8月1日に来るということで辞令ももらったということですが、実際のことで、条例とのタイムラグは私としてはいたし方ないのではないかというふうに感じております。

だから、その条例がないから救急ができないというのは、これは、私自身は気持ちとしては、医療人として、余りなじみません。そういうことで回答とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、救急に関して言いますと、救急再開は当然喜ばしいことですよ。と同時に、救急救命というのは、武雄市民病院は救急Bランクでしたよね。Bランクでしたので、国からの補助金というのは、平成18年が2,100万円、平成19年度2,900万円でしょう。救急休止したことによって、ことしはないかもしれませんね。だから、救急救命ということは、救急病院という告示をすることは、市民に告示すると同時に、保健所に届けなきゃいけませんよね。従来、ICUはなかったでしょう、武雄市には。ICUを4床ふやしたと。これは、ICUをふやすことを保健所に届けにやいかんでしょう。だからって、武雄の救急がBランクからAランクになるかどうかわかりませんが。当然です、事務手続というのは。

市民病院を引き受けたときに、ここでどういう論議をやったか。平成12年ですよ。病院の告示をどうするかと、随分、地域で話し合い、医師会とも話し合い、議会でも論議をし、当初は内科、外科、リハビリ科ですよ。そして、徐々に、樋高院長のもとに救急科をふやしていったんですよ。そのふやしていく過程では、医師会との熱心な話し合いもされましたよ。それは樋高院長の苦労はわかりますよ。そういう話し合いのもとに議会に提出をして、医師を何名にする、16名の定数にする、看護師を80名にする、84名にするという、ここでずっと議会で論議をしてきたじゃないですか。そのもとに予算を議会に計上するわけでしょう。

それは、医療人の立場として、条例がなければできないのかと、そんなに時間がかかるものではないでしょう。この間、病院に関して臨時議会というのは、さっき言いましたけれども、開かれてきたでしょう。大事だから議会を開くんでしょう。条例を無視するわけにいき

ませんよ。市長は知らなかったと言いましたからね。ある意味じゃ、とんでもないことですよ。

そうしますと、今度補正予算は出ていないでしょう。本来、病院事業の補正予算というのは、一般の議案と一緒に開会日1週間前に出す、これが原則でしょう。災害とか、緊急時だとかいう場合には、追加議案として出てきますよ。病院の補正予算が出ない、22日に追加議案として出す。そのときに規則も出すんでしょう。さっき、伊藤事務長言いましたけど、規則で出す、条例で出すんですか。

ここでもう一回聞きますけど、例えば、夜間救急の入り口、425万円と言いましたかね、消費税入れてね。改修したと。あるいは、蒲池医療統括監、蒲池会長と言わなきゃいかんとですかね。蒲池会長の部屋をつくる。従来、樋高院長の隣に応接室がありましたよね。あそこを蒲池会長の部屋にする。あるいは、会議室の一部を変更して、正久救急救命部長の、いろいろ話が伝わってきますからね。

そういった、本来ならば500万円以下は伊藤事務長の決裁権ですから。しかし、今までそういった当初予算で、3条予算で一般の修理費は2,000万円、あるいは4条予算で医療機器の修理に2,000万円と、もう千九百八十数万円使ったという話を聞きましたけどね。すると、本来そういったことというのは、補正予算を組んで、そして市長決裁を経て議会に提出する。そういう意味では、条例に対する考え方と、もう一回聞きますけれども、補正予算の提出がおくれている、22日に追加議案で出す。まさか、工事の追加分を後で議会で承認を得る、そういう内容にはなっていないでしょうね。そこはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まず、予算の関係でございますけれども、8月11日から救急を再開した関係で、収支の見込みを最新の状況でしっかり立てたかったために、今回追加でお願いをしました。

それとあわせてましてですけれども、先ほども、修繕工事についての御指摘がございましたが、当然、当初予算段階におきましては、見込める修繕とあわせて発生する修繕もお願いをしていたものでございますから、その中で修繕対応ということでやらせていただいたということでもあります。

それと、先ほどの関係でございますが、救急科という診療科目を、条例の関係で少ししますけれども、診療科目としての救急科というのは、外来診療としては置きません。救急科という表示をする部分については、急なウオークインなり、救急車なりに対応するために医師を置くということで届け出をしたものでございますから、そのところで条例改正が必要かどうかということについては、もう少し条文等について検討をさせていただきたいと。それとあわせて、当然、規則についても今検討中でございますけれども、そのところも含

めて検討させていただきたいというふうに思っております。

〔22番「答弁変わったやない、10分前の答弁と」〕

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急科の話につきましては、私は、まず保健所に聞いてくれということを伊藤事務長に指示しました。その際に、チラシ第3弾については、ここに救急科があって、このチラシが承認されたといった時点で、私は包括的に、佐賀県が、保健所がオーケーだということですので、これでいいんだなと、わかりやすくいいんだなということを私は思った次第であります。

ICUについても、何か勝手にやったということのように言われましたが、ICUについては、これは県の認可が要ります。これについては、県の認可をいただいたといったことで、私もこれで安心をしてICUをして、もうすぐ4床満床になったということが実績として上げられます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

伊藤事務長の答弁、先ほど、追加議案として規則を出したいと。規則じゃだめでしょう、条例議案でしょうというのをさっき質問したんですよ。これは、救急科新設じゃないと。書いてある、新設救急科。これを否定しているんじゃないですよ。何で議会の手続を踏まないのかと。新設救急科と書いて、条例上ではありませんので、13番目に救急科と載せるんでしょう。市長が言ったように、ICU4床そろえて、安心、安全に備えろと。保健所の手続はちゃんと済んだ、県の認可も得たと。条例事項だと言いながら、22日に規則を出したいと。さっきの答弁、変わっておるじゃないですか。

議長、整理してね、22日に規則を出したいと、条例が必要だとは知りませんでしたと言われますからね。ところが、検討すると。そこは、ちょっと答弁整理しませんとね、22日の追加議案との関係で私は質問しよるわけですから。今後検討したいということと、22日に出すことは違うでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時10分
再	開	11時20分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

22番平野議員の質問に対しての執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急科目の付記については、こういった質疑をいただくこと自体、混乱を生じせしめてしまったということについては、おわびを申し上げたいと思います。

私の認識は、先ほど申し上げましたとおり、このチラシに救急科目というのが書いてあります。これを保健所に持っていき、保健所がオーケーだといったことからして、私は、もうこれで認めていただいた、したがって、私はそれを追認する形で専決をいたしました次第であります。

ただ、心中御察しいただきたいのは、とにかく救急科目というのは実際、樋高院長からもありましたように、やっていたわけですね。これをチラシにきちんと書くことによって、市民の皆さんたちに安全かつ安心だと、そして早く来てくださいという思いだけは、ぜひ議員も御理解をいただきたいというふうに思っております。手続上、不備があった時点については、率直にミスを認め、そして、今後、私はこれが、私自身は条例に入れるかどうかということについては、正直言ってまだわかりません。今、御指摘を賜ったばかりでありますので、これは一たん、私に時間を下さい。そして、認可権者たる県と調整、相談をさせていただいた上で、県がどうしても条例改正しなさいと、するべきだと言った場合には、私は真摯に受けとめ、その時点で議会にきちんと御相談をさせていただきたいと思っております。

重ねて申しわけなく思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

現時点で言いますと、救急再開だとか、救命救急を設けたと、これは否定するものじゃありませんよ。こういう事態になったのは、一体だれの責任かと。これは、きのうおとといからの論議ですけれどもね。後で時間があればやりますけれども。

私は、今度の議会の議会運営委員会の際に、蒲池医療統括監の決裁権についてということで、議運で資料を要求いたしました。医療統括監の身分、これは何ですか。どういう身分ですか。辞令としては医療統括監。そして、規則を変えられましたね。こういう規則の改定は早いんですね。武雄市病院事業の設置に関する条例施行規則第5条に「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」そういうふうになっていますね。新たに、これを設ける。そうすると、医療統括監の勤務、これは常勤医師として保健所に提出されていますね。そして、診療行為は余りやっていないと。身分というのは、どうなっておるんですか。あるいは、給与というのはどういう形で出されるんですか。

そして、規則には、病院長、医療統括監、副院長、そして事務長と序列が書いてあります

ね。樋高院長が社会的にはやっぱり院長ですよ。開設者は市長ですけどね。医療法に基づく責任者というのは樋高院長だと。医療法ですよ。ですから、病院長、医療統括監、副院長、事務長と、ずっと、決裁の順序だろうと思いますけど。ところが、一昨日の江原議員の質問に対して、例えば、夜間の救急入り口の改装、あるいはチラシの件、チラシの件についてはその話し合いには院長は参加していないと。あるいは、その他事務長から上がってくる稟議書、これはサインをし、医療統括監に上げ、そして市長に上がっていく、こう答弁されましたね。そこは、院長と医療統括監との関係というのはどうなっておるんですか。それは樋高院長からまずお聞きしたいんですけどね。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

一昨日も申し上げましたとおり、私は、院内の診療及び診療に関するいろいろな命令とか、そういう管理とかという実態的なことをやっております。統括監は、今度、新たに救急を開始して、病院を活性化する上で、どうしたら活性化するのか、そして、池友会の先生方も加勢に来ていただきますので、いろいろなアドバイスをいただいて、市民のための救急医療及びほかの医療が一刻も早くもとの形以上になるようにというアドバイスをいただいております。そういう立場で、指導とアドバイスをもらうという立場ですね。そういう形になっております。

〔22番「身分は、だれがどうなんですか」〕

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

組織上の医療統括監と病院長の関係での御質問だと思いますけれども、病院事業における組織上の上下の序列につきましては、医療統括監、それから病院長、救急救命部長、それから副院長ということになるというふうに考えております。

医療統括監につきましては、先ほど病院長のほうがいきましたとおりで、院の運営等々についてアドバイスを出しながら、私どものほうから上がった序列をずっと、諸々、すべてではございませんけれども、決裁が必要なものについては統括監の決裁を受けて、その後、市長決裁を受けるということになるというふうに考えております。

先ほどの条例関係も、もし改正が必要ということであれば、当然、その序列でずっと上がって行って、最終的には開設者の市長の決裁をとることになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

医療統括監の身分ということでございます。これにつきましては、地方公務員法第3条第3号に規定する特別職、非常勤の嘱託職員ということで位置づけております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

非常勤特別職ですね。給与もその水準で出すわけですね。非常勤特別職。これも条例、規則改定しなきゃいけませんね。まだ、そういう改定されていないでしょう。

もう1つは、今、伊藤事務長は、統括監をトップに置いて、そして院長、救急救命部長、それで副院長、それで事務長というふうに序列を言われましたね。そのとおり決裁は上がっていくと。ですから、統括監の決裁を受けて市長に行くというふうに言われましたね。私がもらった資料では、医療統括監の決裁権はどこまであるんですかという質問に対して、決裁権はありませんと。どっちが本当ですか。病院事務長が言うた、正久救急救命部長も決裁権があるんですね。あるいは、院長、それで統括監の決裁を経て市長に行く。どっちが本当ですか。決裁権があるという人と、決裁権がないという人と、そこは答弁一致させなきゃいけませんね。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

これは、初日の江原議員のときも申しましたとおり、決裁権を持つ者については、開設者の市長、並びに専決として決裁権を持つ者については病院長、それから私、事務長、それと看護部門の総師長という、この部分が決裁権の専決は持っております。

当然、先ほど御説明を差し上げたのは、市長決裁を受ける者については統括監を確認の意味で経由をして、それから市長決裁を受けるということでありまして、組織上の決裁権としては、前に説明を受けたという平野議員がおっしゃるとおりで、決裁権については持ち合わせていないと。ただ、確認の意味での決裁を受けるということでの説明を申し上げたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんなら、率直にそう言わなきゃいかんですよ。医療統括監の決裁を受けてという答弁があったでしょう。きちんと訂正せにゃいけませんよ。

統括監は助言、アドバイスをする、院長に対して。そうすると、ここで言う指導、市長の命を受けて、必要に応じ病院長を指揮監督すると。これは、市長、どういう場合に命令を下すんですか、指揮監督という場合は。というのは、専決事項をちゃんと持っていますよ、私、

ここに。病院長の専決事項は、別表1のとおりということで、専決の制限も書いてありますね。病院長の専決事項、診療の実施計画及び処理方針に関すること、職員の出張命令等々7項目、病院長の専決事項。これは決裁規定ですから、ここに医療統括監は出てきませんね。

そういうこともありますので、伊藤事務長がさっき言った医療統括監の決裁というのは、規定に書いていないと。そこはちゃんと認識した上で、答弁するか、訂正するかしなきゃダメですよ。さっきは、決裁がある、今度は決裁権がない、経由していくんだと、見てもらうんだと。見てもらうと、それはとまるかわかりませんよ。とまったとき、どうするんですか。これはダメだと。例えば、武雄市民病院の今週の当直医、これは院長に対して医療統括監が変更もあり得ますよね、和白から応援を受けるわけですから。助言、アドバイスじゃないです。院長の専決を超えて助言、アドバイスもあるかもわかりませんね。

そうしたときに、1週間の診療、1カ月の診療体制どうするかと、これは病院長の権限でしょう。和白から今応援してもらっている。今、市民病院ですからね。和白病院じゃないですから、今は。あくまでも、平成22年1月31日まで、今の流れからいきますと、どうなるかわかりませんが、いずれにしても、国の特措法との関係では市民病院なんです。そこに医療統括監が入ってくる。院長の上に座る。いろいろな診療計画も出す。院長の専決ですけれども、今週の当直医の紹介、決定というのは、院長はどういうふうに決裁を下しますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

当直医体制とか、日中の総合診療的な体制とか、ICUの医師の配置とかというのは、現時点ですべて私が詳細に決定し、そして、池友会のほうと調整をし、その後、統括監とも相談をして決定すると、そういう形になっております。だから、実質的に私が決定しておる状況です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

樋高院長の苦しい胸のうかが垣間見えますけど。結局、私は何で、しつこく言うかといいますと、7月28日に医療統括監への辞令の交付、そのときに蒲池医療統括監ですか、武雄市は民間に移譲したと言っているけれども、和白病院が買収したんだと、こう発言されていますよ。買収したということと、今院長が言われた助言、アドバイス、全然違うでしょう。

そして、もう1つは、8月1日の辞令交付のときにも、これは市長も知っておるんじゃないですか。私の方針に従ってくれと。院長の指示でしょう。もし指示に従えないならば、配置がえしますよと。人事権を与えておるんですか。

今、救急が再開した、ここまで来る事態というのは、いわば、おとといも紹介されましたけれども、これは、公立病院改革ガイドラインを考えるセミナーで、この作成に中心的な役割を果たした長先生ですか、長先生が言っていますよね。「武雄市民病院のように、いきなり民間移譲する場合は、公開の場で進めることが重要になる。公開で進めたことで、地域医療機関との連携も問題なくうまく進んだ例もある。早急に事を進めると、公平さや透明さに疑問が生じる。経営形態の変更は、一点の曇りがない形で進めるべきだ」と。

今の武雄の市民病院、この間の事態というのは、昨年10月、あるいはもっと早く言えば1年半前、2年前に、民間移譲、和白病院への売却、これはプレゼンテーションのときにも、池友会の方が言っていますよね。2年前から接触があったとか、本格的に動き出したのは、この半年間だとか、そういう話があったでしょう。いわば水面下でどんどん進んでいっている。透明性というのは、全くなかったわけでしょう。議会で和白病院との接触、あるいは蒲池、その当時は会長ですか、院長ですか、武雄市民病院の院長である樋高原院長に電話があったのが11月13日。このころから、ぐっと進んできたわけでしょう。雲行きが変わっていったわけでしょう。

そういうことを踏まえた上で、いきなり民間移譲する場合は公開の場であることが重要になる。プレゼンテーションやったぞと言われれば、それはやられたでしょう。やったことで、改めて半年間動いてきたという問題や、2年前から市長との接触があったという話や、さらに大事なものは、武雄市が出した「市民病院ニュース」では、急性期も慢性期も、軽症から重症まで当然診察します。あえて、これを言わなきゃいかん事態になっておるわけですよ。書かんでもいいわけです、これは。従来の、昨年12月までのことを考えますとね。普通にやってきたわけですから。

これを書かなきゃいかんというのは、例えば、あれは9月10日ですか、NHKが報道した、和白病院関係、医療法人池友会の関係の方は、慢性期の方や終末期の患者の皆さん方は他の病院、診療所を紹介しますと、そう報道されましたよね。それに対して、市長は交渉していくんだと。このことは、6月25日のプレゼンテーションの中でも、慢性期、終末期医療、我々は当然と考えますけれども、公立病院であれば、これは、他の診療所、病院に紹介する、いわば、市長が言う市民病院ののれん、あるいは市民的病院を継続していく、そういういわば病院経営の基本にかかわる問題、ここの食い違いが明らかになってきていますので、あえて市民病院で、本来ならば、市民病院ですから、まだ。市民病院でやっているわけですからね。医師の大量退職は、市長の発言以来ですよ。一応、市長は認めましたけど。急性期も慢性期も、軽症から重症まで診る、当然ですよ。

市長、余り笑わんでくださいね。質問しにつかです。いつも宮本議員にいろいろ言うなと言いますがね、質問中に笑われたりなんかしますとね、間違ったこと質問しよるのかなという気になりますので、まじめに聞いてください。

市民病院の事務にお願いしたんですけれども、平成19年度病院事業の決算状況、これを出していただきました。どこでも、1次医療は開業医の先生たちをお願いする、地元医師会をお願いする。それで、公立病院、不採算部門、慢性期だとか終末期医療だとか、そういう公的な部分が果たす役割、こういう関係で見えていきますと、武雄市民病院は平成19年度の入院収益、1人1日当たり2万8,709円、多久市立病院2万4,346円、伊万里市民病院2万4,744円、唐津市民病院1万5,780円と、大体そういう水準ですよ。外来収益、患者1人当たり1日それぞれ8,000円から、安いところでは5,000円、武雄市民病院は8,725円。有田の共立病院、ここは2.5次、あるいは2次ですね。そういうことも請け負うんでしょうけれども、有田共立病院が2万9,384円、患者1人当たりの入院の、ここでは収益と書いてありますけれども、単価ですよ。佐賀大学の附属病院は5万4,082円。これは、佐賀大学の附属病院というのは、第3次医療、佐賀県の保健医療計画の中では、4月から実施されて、佐賀県の3次医療を担う病院、佐賀大学附属病院、県立好生館、それから聖マリア病院、久留米大学病院、この4つが位置づけられていますよね。そのもとに、2次、2.5次、嬉野医療センターとか、唐津日赤だとか、そういうところが位置づけられているわけでしょう。ですから、県も、嬉野医療センターや唐津の日赤、若干、手当てをしたいという方向も示されていますよね。

それに比べて、8月11日から、実際には8月1日から医師が2名ふえたと。従来の医師プラスですね。8月11日から救急再開したと。きのう、一覧表を出しましたよね、執行部が。このチラシを出すなら、今年の8月実績を出せばよかったですよ。きのう、伊藤事務長が出した資料、あったでしょう。あれを見ますとね……。 (資料を示す)

外来にしましても、救急車台数にしても、7月中旬、7月下旬、8月下旬を出したでしょう。この7月は、救急休止の期間ですよ。民間移譲を市が決めて、1年半後には民間に移譲されるかもしれん、だから、将来不安だからって佐賀大学に引き上げられた。したがって、4月から救急は休止せざるを得ない、午後から外来を休止せざるを得ない、そういう状態が4月、5月、6月、7月続いてきた。そして、8月11日から救急再開した。これはいいことですよ。しかし、この事態を引き起こしたのはどうなのかと。その責任、残りますよ。平成20年度の決算の赤字の状況を見ますとね。

これと比べると、それは大変ですよ。比べるなら、今年の8月と比べてみらんですか。今年の8月の実績も出ているでしょう。確かに、数字の上では、8月の実績は五十数台。18年度は748台ということで、五、六年最高ですよ、救急搬入はですね。それに非常に意図的なものを感じるんですよ。それはそれで、患者さんに喜ばれているのはいいことですよ。

そこで私が問題にしたのは、8月11日から再開をして、20年8月分、8月11日以前というのは、まだ救急も再開していない、昼からの外来もまだ十分に診れていない、そういう状態で、実際は8月11日からでしょう。これで見ますと、入院で3万2,642円、8月が。これは、

I C Uも入れた、I C U 1床1日当たり8万9,000円。こういったことも反映されているんでしょうけれども、そんなに、市長、I C U 4床満杯だと言われましたね。重篤患者もたくさん運ばれてきているんでしょう。しかし、実際には3万2,642円で、入院に関しましては4,000円患者負担ですよ。医療費がこれだけ伸びたということは、3割は患者負担しなきゃいけませんので。そういう関係でしょう。

いわば、脳、心、腎臓など、心臓は嬉野医療センターと、そういうことなどを見ていきますと、県の保健医療計画の公立病院の再編ネットワーク、これは市長、反対だと言っていましたよね。反対だけでも、実際、4月から始まっていますからね。3次、2次、1次の、いわばすみ分けをしていく。公立病院の再編ネットワークは、また別でしょうけれども。幾つかの統廃合という問題では、それはいろいろな問題があるでしょう。それは私たちも賛成しませんけど。全体の医療システムのネットワークというのは、1次、2次、3次のすみ分けというのは進んできているわけでしょう。

そういうことを見ますと、果たして、一部3次救急に特化していく、このことは医療費の高騰につながると同時に、そんなにしょっちゅうあっておるわけじゃないでしょう。さっき言いましたように、武雄市民病院を利用されている方というのは、65歳以上、こういう人たちが70%近くあるわけでしょう。国立病院時代からの流れをずっと見てみますと、武雄を含めた疾病構造というのは、慢性疾患の方が50%を超えていますよ。それは、樋高院長のほう詳しいでしょうけど。準備室からずっと頑張ってこられましたからね。そういった地域の疾病構造にしっかり根差した公立病院の役割、このことが多くの市民が求めておるところじゃないですか。そのことを指摘しておきたいと思います。

私は、統括監の位置づけだとか、決裁権の問題で、るる指摘をしましたけれども、医療法人池友会、市長が任命されましたから、きのうは随分、ホワイト何とかと、私はよく横文字は知りませんが、そういういわば歓迎すべきだと。それはそれで、今の時点だけを見ますとね。しかし、私はそういった意味では、医療法人池友会のこれまでの医療活動、非常にいろいろ心配されることがありますよね。それは何でかといいますと、法律すれすれのことをやってきたと。特に、それは市長自身も聞いたと。法律すれすれのことをこれまでやってきたと。これは、市長は、人間の命が大事だから、そういうこともあるだろうと弁護されましたよね。しかし、医療法だとか医師法というのは、人間の命を扱うわけですから、厳密につくられていますよ。そこに競争の原理を持ち込むべきではない。

ですから、医療法の施行規則にどういうことが書いているかといいますと、医療法施行規則、これには、他の病院、診療所、または助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、誇大な広告を行ってはならないこと、3番目には、客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと、これが医療法の施行規則に書いてありますよね。ですから、医療法の6条の第5項に抵触するおそれ。ですから、保健所が、

いわば要請指導といいますか、今後はこういうチラシについては保健所に見せてくださいと。検閲ではないでしょうけれども。そういう内容のことでしょう。法律すれすれのことというのは、こういうことも含まれておるんじゃないですか。

さらに見ていきますと、蒲池氏が初めて新聞に載ったというのは、平成3年4月。たまたま八女郡の県議選挙に立候補されているんですよね。ところが、運動員5人が逮捕されたと、被買収で。これが平成3年、最初に蒲池氏の名前が新聞に載った事件ですね。あるいは、平成4年9月、偽医者事件、医療法人池友会新粕屋病院、中山という先生が院長ですけれども、偽医者を雇っておったと。100人を超える人の問診や処方せんやレントゲン検査等をやったと。これが福岡の医療指導課が立入検査やったわけですよね。それで、さらに事件の上乗せというんですか、5年間保存しなきゃならないカルテを処分したと。そのときに、上の人の指示、上の人に相談したと。その当時の中山院長というのは、そう証言しているんですよね。新粕屋病院。これがずっと新聞に報道された内容です。元の事務長は逮捕されたと。カルテの焼却ですね、そういう事件が起っています。

もう1つは、偽医者事件に加えて、看護師の基準をごまかして報告したと。それで、新聞の報道によりますと、何億ですか、1億数千万円詐取したと。いわば10対1看護だとか、7対1看護だとか、そういう看護基準がありますよね。そこをごまかして県に報告していたと。それで1億数千万円、約2億円近い金を詐取したと。

もう1つは、驚いたですけどね、池友会の新粕屋病院、もうこれは閉院になっているということですから、それは当然だろうなと思いますけれども、池友会和白グループの1つの病院だったんでしょう。言いましたね、数億円の、看護基準を水増しして請求したという話ですね。

もう1つは、暴力団から脅されて、左手の小指を落としたと、いわば麻酔をかけて暴力団の組員の指を詰めてやったと。これを保険請求したと。普通、暴力団だったら、自分です、よくわかりませんが、やみの世界というのはね。これはまた、2人から頼まれたと。そして、保険請求したと。とんでもない話でしょう。それで、最終的には、この新粕屋病院というのは閉院になる。当然といえば当然ですよね。そういう一連の事件の中で、池友会理事長、交代されたんでしょう。今、会長と呼べと言っておられますけどね。

そういうことを考えていきますと、法すれすれにやってきたという、市長はこれを知らなかったんでしょうけれども、怖いことですよ。いわば、医療法人ですから、利益を目的にしてはならないと、利潤追求を目的にしてはならないという医療法の目的がありますよね。しかし、そこに競争の原理を持ち込む。いわば、公立病院の経営が悪くなってきているのは、1つには診療報酬の引き下げですよ。5年間で6.8%引き下げられる。これは、公立病院であろうと、民間の病院であろうと、経営を圧迫していることは事実ですよね。そして、公立病院の場合は、不採算の部門を担いなさいということで、平成18年には7,900万円ですか、

国の補助金がある。あるいは、救急告示ですから、Bランクで2,900万円か2,100万円か来ているでしょう。そういう国の補助金、これがどんどんカットされてきている。医療費を抑制する、社会保障の自然成長のうちに、2,200億円はカットする。こういうとんでもない国の政治のもとに、公立病院の赤字幅は広がってきていますよ。6月議会に紹介しましたけどね。

いわば、民間であれ、公立病院であれ、診療報酬の引き下げというのは、病院経営に大きな圧迫感といいますか、経営の困難さをもたらしてきている。そういう中で、いかにグループを広げていくかと。新行橋病院、あるいは小文字病院、水巻病院、和白病院、千葉に2つありますよね。それぞれ看護学校を持っておられる。かなり和白グループということでベッド数をふやしてきておられる。そういう人が、法すれすれにやってきたという発言は、私は怖いんですよ。

そして、一方で市長は、市民的病院を引き継いでもらおうと、何回も何回も言われました。しかし、終末期医療だとか、あるいは慢性疾患の患者については他の病院、診療所を紹介しますと。全然、基本方針が違うでしょう。

そういう一連の医療統括監の発言、あるいはこれまでの経過、市長、今まで私、紹介しましたが、法すれすれにやってきたということをおとといの一般質問では弁護されましたが、こういう一連の和白グループが拡大していく中で法すれすれということに対して、市長はどう考えておられますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

先般お答えいたしましたとおり、法すれすれと蒲池統括監が発した言葉については、それは患者様のためにとということで、それが必ずまくら言葉でついている。それについては、私は、先ほどの御指摘を受けても、何ら揺らぐものではございません。

新聞報道については、私も承知をしております。市民病院問題対策室、あるいは集会でこれが配られているということも承知をしております。ある意味、私は、16年、あるいは17年前のこと、これはもうこれだけ新聞に載って、社会的制裁、あるいは法的制裁、道理的制裁は、ある意味終わっているものだというふうに、私自身は思っております。その上で、本当にこういう、今、悪徳商法をやっているようなところであれば、きのう吉川議員に答弁した新行橋病院に、私は2,000人と思いましたが、2,000人以上の市民が押しかけて、そして、行橋の市民、そして患者さんたちがみずから手で署名をして、当時の厚生大臣に対して、ベッドをふやしてほしいということはあるのでしょうか。私は、今を見てほしいというふうに思っております。そして、その上で、私はぜひ現場も見てほしいと思います。

本当に、きのうも、先ほど樋高院長と話してございましたけれども、樋高院長、そして一ノ

瀬さんという方が、これは武雄高校の私の先輩でありますけれども、和白病院を経て、クモ膜下出血でまた一命を取りとめたであるとか、和白病院の、今派遣されている、あるいはここに在職されている方は、本当に真摯に一生懸命やられております。これの、まだ救急医療を再開して短時間しかたっておりませんけれども、これを70%以上の患者様が評価をしているのではないのでしょうか。そういった側面にもぜひ目を配ってほしい、私はそのように感じております。

いずれにいたしましても、私がなすべきこと、そして蒲池統括監がなすべきことは、ただ一つであります。それは、市民医療を守り、維持向上させること、これの唯一に尽きると思っておりますので、私は、何ら揺るぎなく正々堂々やっていきたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく正午になりますけど、このまま一般質問を続けさせていただきます。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

言葉というのは、その人の人格の表現にも通じますよね。いつもそう思っています。ですから、市長が言う、確実なデータのもとに調べて、よく検証して、公的に発言をする。そういった意味では、そういう言葉一つ一つを選んで、それは市長も一緒だと思いますよ、発言をするということにつきましてはね。

そうすると、医療統括監の辞令交付を受けたときに、医療法に基づいて、あるいは医師法を遵守しとかね、そして、市民の命と健康を守るために頑張りますと。人の辞令交付後のあいさつまで、私がいろいろ言うことありませんけれども、本来ならば、そういう発言が出てきますよ。初めて来るわけですからね、民間から、非常勤の特別職であったとしても。院長を指揮監督する立場の人。すべてのスタッフが医療法に基づいて、医師法に基づいて、市民の命と健康を預かる、そのために全力を挙げていきたいと、こう発言するのが普通でしょう。法すれすれにやってきたとかね、これはどんなに市長が弁護してもね。市民の命を守るために医療法があり、医師法があるわけですから。だから、厳しいわけですから。そこに競争の原理を持ち込んだらいかんわけですからね。普通ならそうだと思いますよ。

さっきも言いましたように、いわば条例に載せることを今後検討すると言いますけれども、議会との関係においても、救急科を新設するのであれば、この間、市長が臨時議会をどんどんやってきたでしょう。その中でも、はっきり方向性を示せたはずなんですよ。8月1日に辞令交付したら、その後、保健所に届け出なきゃいかん。そういうことに関して言っても、やはり条例をきちんと遵守する、このことは大事じゃないですか、どんな分野であっても。医療人であれ、行政のトップであれ、我々議員でもそうですよ。

先ほど言いました透明性という問題は、私はそういうことに尽きる、そう思いますね。ですから、市長が幾らここで、法すれすれにやってきたという過去の自慢、自慢話かわかりま

せんけれども、実績を裏づける、その発言については、率直に指摘をする必要があるんじゃないですか。社会的な制裁を受けたから、これでおしまいということじゃないでしょう。そのところを厳しく指摘しておきたいというふうに思います。

あと5分ということですから、介護保険の問題について、市長の考え方をただしておきたいと思います。

きのう、吉川議員の質問に対して、就学前の医療費、これを無料にしたいと、いいことですよ。ただ、その陰に、保育所の民営化、人件費削減されて、超過負担が6,000万円助かったと、これを就学前医療費の無料化に使っていききたいと。その就学前医療費の無料化というのは、私もここで質問もし、その当時、4,500万円かかると、しめせんと市長は言いましたよ。金がないと。しかし、やるわけですからね、それはいいことですよ。就学前の子どもたちの医療費負担が3割から2割になりましたからね。1割は国が出すわけですから。本来は、もっと国が出せばいいんですよ。それはそれでいいことなんですけれども。

そうしますと、介護保険の問題で質問をしたいと思います。

今、基準介護保険料というのは5,123円ですね。これは、日本共産党の議員団、杵藤広域圏の範囲内で7名おりますので、市長に、この介護保険料の引き下げをお願いしたいと、来年見直しですからね。それで、管理者である市長は、市長選挙の具約にも、介護保険料を引き下げますと、これも議会で質問しましたね。杵藤広域圏全体に広がる問題ですから、そのときには慎重な答弁でした。来年、3年越しの見直しの中で、5,123円の介護保険料の中に300円は、いわば介護保険事務所の借金返し、これに充ててきたと。この借金なくなるわけですから、300円は当然、機械的に安くなっていいですね。

もう1つは、いわば繰越金が基金として積み立てられる。それで、平成20年度末では9億5,000万円基金がある。これは別に介護保険事業の基金積み立て条例がないわけですから、この9億5,000万円を原資として、さらに引き下げることが可能ではないかと。しかし、当初言いました5,123円の中の300円の借金返しの部分ですね。こういう点では、引き下げは十分可能で、その原資もある。そういう点で、市長が管理者としても、あるいは市長としても、市長が具約に掲げたということから見ましても、今どういう考えを持っておられるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

現在、見直しについては、第4期計画の中で介護保険事務所がさまざまな要素を勘案して精査をしているというところであります。その精査結果については、時宜に応じて、私もきちんと見ていきたいと、このように考えております。今、精査中であります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その9億5,000万円の繰越金、これを原資としてさらに引き下げるかどうかは、それは政策的な観点ですからね。しかし、5,123円の基準介護保険料の中にある300円、これは借金返しのために、その中に組み込まれたわけでしょう。借金は返さなくてもよくなったと、そうなりますと、機械的に300円引き下げるとするのは、そんなに慎重に検討せにゃいかんという理由にはならないんじゃないですか。再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ですので、それを含めて検討したいと、検討を今事務方がしているという状況であります。いずれにしても、きちんとしたデータに基づいて、最終的には政策的な判断をしていきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひ、佐賀県一高い介護保険料ですから、その見直しの時期が来年ですから、そういういろいろな介護保険料だとか、高齢者から引かれるお金がいっぱいありますよね。そういう立場に立って、引き下げの検討を具体化していただきたいと、このことを強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。